福岡県	大牟田市	
長崎県		島原市　平戸市　松浦市　五島市　大村市
熊本県	八代市　天草市	
大分県	別府市　中津市　日田市　佐伯市　宇佐市	
宮崎県	都城市　延岡市　日向市	
鹿児島県		鹿屋市　薩摩川内市　霧島市
沖縄県	宜野湾市　浦添市　沖縄市　うるま市	

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
76未満	0.80
76以上153未満	0.85
153以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
76未満	0.80
76以上306未満	0.85
306以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.052
埼玉	1.042
千葉	1.023
神奈川	1.264
新潟	1.057
静岡	1.224
愛知	1.038

福岡県	大牟田市	
長崎県		島原市　平戸市　松浦市　五島市　大村市
熊本県	八代市　天草市	
大分県	別府市　中津市　日田市　佐伯市　宇佐市	
宮崎県	都城市　延岡市　日向市	
鹿児島県		鹿屋市　薩摩川内市　霧島市
沖縄県	宜野湾市　浦添市　沖縄市　うるま市	

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
76未満	0.80
76以上153未満	0.85
153以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
76未満	0.80
76以上306未満	0.85
306以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.041
千葉	1.022
神奈川	1.258
新潟	1.056
静岡	1.217
愛知	1.037

第明治三十種郵便物認可　三年三月三十一日